

引き上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられました。この地方消費税の増収分（社会保障財源化分）については、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

平成30年度下諏訪町一般会計決算における充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分） 166,286 千円

【歳出】 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費 （単位：千円）

区分		決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫 支出金	県支出金	町債	その他	地方消費税 交付金	その他
社会福祉	社会福祉総務費	179,888	19,079	47,698	0	91	19,151	93,869
	障害者福祉費	396,792	164,986	84,710	0	33,661	19,220	94,215
	老人福祉費	662,586	0	47,552	0	3,614	103,602	507,818
	地域支援事業費	67,022	0	0	0	38,015	4,915	24,092
	老人福祉センター費	11,908	0	0	0	0	2,018	9,890
	災害応急費	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生	保健衛生総務費	85,216	0	0	79,100	2	1,036	5,078
	母子衛生費	19,163	585	183	0	100	3,100	15,195
	成人病検診費	24,902	0	401	0	6,103	3,118	15,280
	予防費	40,787	0	0	0	0	6,911	33,876
	健康づくり推進事業費	3,787	0	383	0	970	412	2,022
	高浜健康温泉センター費	28,902	0	0	0	12,360	2,803	13,739
合計		1,520,953	184,650	180,927	79,100	94,916	166,286	815,074

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分